

東証一斉連絡



2020年5月1日
株式会社 東京証券取引所
上場部

上場廃止に係る猶予期間の変更について

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間を変更しますので、お知らせします。

記

1. 銘柄 松尾電機株式会社 株式 (コード: 6969、市場区分: 市場第二部)
株式会社セキド 株式 (コード: 9878、市場区分: 市場第二部)
2. 猶予期間 2020年2月1日（土）から2021年6月30日（水）まで
3. 理由 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、本年1月末から8月末までの間に到来した月末に上場廃止基準に抵触した場合の事業計画改善書の提出期限を本年12月末まで延長し、この場合における猶予期間を2021年6月末までとしたため（有価証券上場規程第601条第1項第4号a但書）

以上

東証一斉連絡



2020年4月10日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

上場廃止に係る猶予期間の確定について

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間が確定しましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 松尾電機株式会社 株式
(コード: 6969、市場区分: 市場第二部)
2. 猶予期間 2020年2月1日（土）から2020年10月31日（土）まで
3. 理 由 本日、同社が時価総額に係る上場廃止基準に定める事業計画の改善等について記載した書面を提出したため（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）

以上

東証一斉連絡



2020年2月3日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

上場廃止に係る猶予期間入りについて

下記のとおり、上場廃止に係る猶予期間に入ることとなりますので、お知らせします。

記

1. 銘柄 松尾電機株式会社 株式 (コード: 6969、市場区分: 市場第二部)
株式会社セキド 株式 (コード: 9878、市場区分: 市場第二部)
2. 猶予期間 2020年2月1日（土）から2020年10月31日（土）まで（9か月間）
ただし、2020年4月30日（木）までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、2020年2月1日（土）から2020年4月30日（木）まで（3か月間）
3. 理由 2020年1月の時価総額（注）が、上場廃止基準に定める所要額（10億円）未満となつたため（有価証券上場規程第601条第1項第4号a本文）

（注）時価総額は、月末時価総額と月間平均時価総額の両方について所要額を満たす必要があります。

以上